

令和 4 年

A decorative border composed of small floral motifs surrounds the central text.

第 3 回 定 例 会 議 案

北 海 道 恵 庭 市





(1) 恵庭市職員を指定代理人に定める。

(2) 控訴、上告、和解等この訴訟に関するすべての事項の実施については、市長に一任する。

5 専決処分年月日

令和4年7月12日

報告第2号

令和4年度恵庭市健全化判断比率（令和3年度決算）について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付し、健全化判断比率を次のとおり報告する。

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和4年度 （令和3年度決算）	—	—	5.2	12.3
早期健全化基準	12.71	17.71	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

令和4年9月13日提出

恵庭市長 原田 裕



報告第3号

令和4年度恵庭市公営企業の資金不足比率（令和3年度決算）について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付し、資金不足比率を次のとおり報告する。

1. 恵庭市水道事業会計

（単位：％）

	資金不足比率
令和4年度 （令和3年度決算）	—
経営健全化基準	20.00

2. 恵庭市下水道事業会計

（単位：％）

	資金不足比率
令和4年度 （令和3年度決算）	—
経営健全化基準	20.00

令和4年9月13日提出

恵庭市長 原 田 裕



議案第1号

恵庭市功労者の表彰について

恵庭市功労者等表彰条例（昭和55年条例第17号）第5条の規定により、恵庭市功労者として次のとおり表彰したいので同意を求める。

令和4年9月13日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

〔氏 名〕 池 永 允 子

〔住 所〕

〔生年月日〕

〔氏 名〕 道 下 淳 一

〔住 所〕

〔生年月日〕

〔氏 名〕 長谷川 秀 壽

〔住 所〕

〔生年月日〕

〔氏 名〕 菅 原 裕 子

〔住 所〕



〔生年月日〕



## 功 勞 者 被 表 彰 者 名 簿

[基準日]令和4年11月1日

氏 名 住 所	生年月日 年 齢	主 な 事 績
池 永 允 子 [Redacted]	[Redacted] [Redacted]	[住民生活推進] 花いっぱい文化協会役員として25年6か月に亘り従事され、住民生活推進の振興と発展に功勞されました。
道 下 淳 一 [Redacted]	[Redacted] [Redacted]	[地方自治] 固定資産評価審査委員会委員として15年、情報公開・個人情報保護審査会委員として8年1か月(換算年数1年1か月)に亘り従事され、地方自治の振興と発展に功勞されました。
長谷川 秀 壽 [Redacted]	[Redacted] [Redacted]	[地方自治] 消防団の団員及び団長として37年に亘り従事され、地方自治の振興と発展に功勞されました。
菅 原 裕 子 [Redacted]	[Redacted] [Redacted]	[教育文化] スポーツ推進委員として26年に亘り従事され、教育文化の振興と発展に功勞されました。



議案第2号

恵庭市教育委員会委員の任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、恵庭市教育委員会委員を次のとおり任命したいので同意を求める。

令和4年9月13日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

〔氏 名〕 福 屋 栄 人

〔住 所〕

〔生年月日〕



## 教育委員会委員の任命

### 退任となる委員

氏名	福屋栄人	生年月日	
住所			
任期	自平成30年12月13日～至令和4年9月30日		
退任事由	任期満了		

### 任命する委員（再任）

氏名	福屋栄人	生年月日	
住所			
任期	自令和4年10月1日～至令和8年9月30日		
最終学歴			

### <公職歴>

平成26年12月～現在

教育委員会委員

根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項
委員数	4人
任期	4年（ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。）
資格要件	委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
禁止事項等	委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなってはならない。 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。



議案第3号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定することについて議決を求める。

令和4年9月13日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴う関係条例の整備に関し、必要な事項を定める。

(恵庭市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 恵庭市職員の給与に関する条例（昭和31年条例第8号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第3条（略）  （給料表） 第4条（略） 2・3（略） 4 法第28条の4第1項、第28条の5第1項 又は第28条の6第1項若しくは第2項の規	第1条～第3条（略）  （給料表） 第4条（略） 2・3（略）

現行	改正案
<p>定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、別表第 1 の再任用職員の項に掲げる額とする。</p> <p>第 4 条の 2 <u>法第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、前条第 4 項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、<u>恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 6 年条例第 20 号。以下「勤務時間等に関する条例」という。)</u>第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>第 4 条の 3～第 9 条の 2 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第 9 条の 3 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(<u>再任用短時間勤務職員</u> _____のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア～ス (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第 9 条の 4～第 11 条 (略)</p>	<p>第 4 条の 2 <u>法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、<u>恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 6 年条例第 20 号。以下「勤務時間等に関する条例」という。)</u>第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>第 4 条の 3～第 9 条の 2 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第 9 条の 3 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア～ス (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第 9 条の 4～第 11 条 (略)</p>

現行	改正案
<p>(時間外手当)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>再任用短時間勤務職員</u> _____ 又は育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が規則で定める時間に達するまでの間の勤務に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100 分の 100」とする。</p> <p>4 <u>再任用短時間勤務職員</u> _____ 又は育児短時間勤務職員等が、勤務時間等に関する条例第 5 条の規定により、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が規則で定める時間に達するまでの間の勤務については、第 2 項の規定にかかわらず、時間外勤務手当を支給しない。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第 13 条～第 16 条 (略)</p>	<p>(時間外手当)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 又は育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が規則で定める時間に達するまでの間の勤務に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100 分の 100」とする。</p> <p>4 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 又は育児短時間勤務職員等が、勤務時間等に関する条例第 5 条の規定により、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が規則で定める時間に達するまでの間の勤務については、第 2 項の規定にかかわらず、時間外勤務手当を支給しない。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第 13 条～第 16 条 (略)</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>再任用職員</u> _____ に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 67.5」とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第 17 条の 2・第 17 条の 3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 67.5」とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第 17 条の 2・第 17 条の 3 (略)</p>

現行	改正案																																
<p>第 17 条の 4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員 _____ 以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 6 項第 4 号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 95 を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 _____ 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 45 を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第 18 条～第 20 条 (略)</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第 20 条の 2 (略)</p> <p>2 第 8 条、第 9 条の 2、第 9 条の 4、第 9 条の 5 及び第 18 条の規定は、再任用職員 _____ には適用しない。</p> <p>第 21 条・第 22 条 (略)</p> <p>別表第 1(第 4 条関係)</p>	<p>第 17 条の 4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 6 項第 4 号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 95 を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 45 を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第 18 条～第 20 条 (略)</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第 20 条の 2 (略)</p> <p>2 第 8 条、第 9 条の 2、第 9 条の 4、第 9 条の 5 及び第 18 条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>第 21 条・第 22 条 (略)</p> <p>別表第 1(第 4 条関係)</p>																																
<table border="1"> <tr> <td>職員号</td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> <td>4級</td> <td>5級</td> <td>6級</td> <td>7級</td> </tr> <tr> <td>の区俸</td> <td>給料</td> <td>給料</td> <td>給料</td> <td>給料</td> <td>給料</td> <td>給料</td> <td>給料</td> </tr> </table>	職員号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	の区俸	給料	<table border="1"> <tr> <td>職員号</td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> <td>4級</td> <td>5級</td> <td>6級</td> <td>7級</td> </tr> <tr> <td>の区俸</td> <td>給料</td> <td>給料</td> <td>給料</td> <td>給料</td> <td>給料</td> <td>給料</td> <td>給料</td> </tr> </table>	職員号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	の区俸	給料												
職員号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																										
の区俸	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料																										
職員号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																										
の区俸	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料																										

現行									改正案								
分	級	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	分	級	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
再任用職員以外の職員		(略)							定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		(略)						
再任用職員		(略)							定年前再任用短時間勤務職員		(略)						
別表第2(第4条関係) 等級別基準職務表									別表第2(第4条関係) 等級別基準職務表								
区分	職務の級	標準的な職務							区分	職務の級	標準的な職務						
再任用職員以外の職員		(略)							定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		(略)						
再任用職員		(略)							定年前再任用短時間勤務職員		(略)						

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 恵庭市職員の分限に関する条例(昭和32年条例第5号)の一部を次のように改正す

る。

現行	改正案
<p>第1条・第1条の2 (略)</p> <p>(降給の種類)</p> <p>第1条の3 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表(恵庭市職員の給与に関する条例(昭和31年条例第8号)第4条の給料表をいう。))の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号俸を同一の職務の級の下位の号俸に変更することをいう。以下同じ。)</p> <p>_____とす _____ _____ _____ _____とす る。</p> <p>(降格の事由)</p> <p>第1条の4 任命権者は、職員が降任された _____ _____場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第1条の5～第7条 (略)</p>	<p>第1条・第1条の2 (略)</p> <p>(降給の種類)</p> <p>第1条の3 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表(恵庭市職員の給与に関する条例(昭和31年条例第8号)第4条の給料表をいう。))の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号俸を同一の職務の級の下位の号俸に変更することをいう。以下同じ。)並びに<u>地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)</u>とす る。</p> <p>(降格の事由)</p> <p>第1条の4 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、_____必要があると認める場合は、当該職員を降格することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第1条の5～第7条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 恵庭市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和32年条例第6号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下、給料_____の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、報酬の額(恵庭市職員の給与に関する条例(昭和31年条例第8号)第9条の3に規定する通勤手当に相当する通勤に係る費用の額、同条例第10条に規定する特殊勤務手当に相当する額、同条例第12条に規定する時間外勤務手当に相当する額及び同条例第13条に規定する休日勤務手当に相当する額を除く。))の10分の1以下の額を減ずるものとする。</p> <p>第4条・第5条 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、報酬の額(恵庭市職員の給与に関する条例(昭和31年条例第8号)第9条の3に規定する通勤手当に相当する通勤に係る費用の額、同条例第10条に規定する特殊勤務手当に相当する額、同条例第12条に規定する時間外勤務手当に相当する額及び同条例第13条に規定する休日勤務手当に相当する額を除く。))の10分の1以下の額を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p> <p>第4条・第5条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 恵庭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第16号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項若しくは第28条の6第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とす</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項_____又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とす</p>

現行	改正案
<p>る。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第13条の4 (略)</p> <p>(再任用職員等 _____ についての適用除外)</p> <p>第14条 第4条、第4条の2、第4条の4及び第10条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>第15条 (略)</p>	<p>る。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第13条の4 (略)</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第14条 第4条、第4条の2、第4条の4及び第10条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項 _____ 又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>第15条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市職員定数条例の一部改正)

第6条 恵庭市職員定数条例(昭和45年条例第9号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で職員とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校並びにその他の教育機関、公営企業及び消防本部(署)の事務部局に常時勤務する一般職の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)をいう。</p> <p>第2条～第4条 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例で職員とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校並びにその他の教育機関、公営企業及び消防本部(署)の事務部局に常時勤務する一般職の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項 _____ に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)をいう。</p> <p>第2条～第4条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第17号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</p> <hr/> <p>_____の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。ただし、医療業務に従事する医師は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員_____にかかると定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該_____職務に従事させるため引き続き勤務させるこ</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 定年制度(第2条—第5条)</p> <p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)</p> <p>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)</p> <p>第5章 雑則(第13条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 定年制度</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由がある_____と認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員にかかると定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させるこ</p>

現行	改正案
<p>とができる。</p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員</u>の退職により _____ _____ 公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員</u>の退職による欠員を容易に補充することができないとき _____。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務</u>の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>その職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の _____ 事由が引き続き存すると認めるときは、<u>市長の承認を得て</u>、 _____ _____ 1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>その期限は、その職員に係る定年退職日</u> _____</p>	<p>とができる。<u>ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員</u>の退職により<u>生ずる欠員を容易に補充することができず</u>公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員</u>の退職による欠員を容易に補充することができず<u>公務の運営に著しい支障が生ずること</u>。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務</u>の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>当該職員</u>の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きある</u> _____と認めるときは、<u>これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長</u> _____することができる。ただし、<u>当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管</u></p>

現行	改正案
<p>_____の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて勤務</u>させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、_____</p> <p>_____第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に<u>第1項の事由が存しなくなった</u>_____と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>その期限を繰り上げて退職</u>させることができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p><u>理監督職に係る異動期間の末日</u>の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き</u>勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなった</u>と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>当該期限を繰り上げるものとする</u>_____。</p> <p>5 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 管理監督職勤務上限年齢制 (管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</p> <p>第6条 <u>法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。</u></p> <p>(1) <u>恵庭市職員の給与に関する条例(昭和31年条例第8号)第14条の2に規定する職</u></p> <p>(2) <u>恵庭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第16号)第3条の2に規定する職</u></p> <p style="text-align: center;">(管理監督職勤務上限年齢)</p> <p>第7条 <u>法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</p> <p>第8条 任命権者は、<u>法第28条の2第4項に</u></p>

現行	改正案
	<p>規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、<u>法第 13 条、第 15 条、第 23 条の 3、第 27 条第 1 項及び第 56 条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第 10 条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第 15 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する標準職務遂行能力(次条第 3 項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする<u>こと。</u></u></p> <p>(2) <u>人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする<u>こと。</u></u></p> <p>(3) <u>当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第 1 号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする<u>こと。</u></u></p> <p>(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管</p>

現行	改正案
	<p style="text-align: center;"><u>理監督職への任用の制限の特例</u></p> <p><u>第 9 条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の 4 月 1 日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して 1 年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第 3 項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u></p> <p><u>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して 1 年を超えない期間内(当該期間内に定</u></p>

現行	改正案
	<p>年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として恵庭市職員の給与の支給に関する規則(昭和35年規則第2号)で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</p>

現行	改正案
	<p>4 <u>任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)</u>が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</p> <p>(異動期間の延長等に係る職員の同意)</p> <p>第10条 <u>任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p> <p>(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)</p> <p>第11条 <u>任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p> <p>第4章 定年前再任用短時間勤務制 (定年前再任用短時間勤務職員の任用)</p> <p>第12条 <u>任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)</u>をした者</p>

現行	改正案								
<p style="text-align: center;">附 則 1・2 (略)</p>	<p>(以下この条において「<u>年齢 60 年以上退職者</u>」という。)を、従前の勤務実績により、<u>短時間勤務の職(当該職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)</u>に採用することができる。ただし、<u>年齢 60 年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)</u>を経過した者であるときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 雑則 (雑則)</p> <p>第 13 条 この条例の実施に関し必要な事項は、<u>規則で定める。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則 1・2 (略)</p> <p>(<u>定年に関する経過措置</u>)</p> <p>3 <u>令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における第 3 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に依り、同項中「65 年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="858 1637 1401 1975"> <tbody> <tr> <td><u>令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで</u></td> <td><u>61 年</u></td> </tr> <tr> <td><u>令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで</u></td> <td><u>62 年</u></td> </tr> <tr> <td><u>令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで</u></td> <td><u>63 年</u></td> </tr> <tr> <td><u>令和 11 年 4 月 1 日から令和</u></td> <td><u>64 年</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで</u>	<u>61 年</u>	<u>令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで</u>	<u>62 年</u>	<u>令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで</u>	<u>63 年</u>	<u>令和 11 年 4 月 1 日から令和</u>	<u>64 年</u>
<u>令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで</u>	<u>61 年</u>								
<u>令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで</u>	<u>62 年</u>								
<u>令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで</u>	<u>63 年</u>								
<u>令和 11 年 4 月 1 日から令和</u>	<u>64 年</u>								

現行	改正案		
	<table border="1" data-bbox="858 250 1401 300"> <tr> <td data-bbox="858 250 1225 300">13年3月31日まで</td> <td data-bbox="1225 250 1401 300"></td> </tr> </table> <p>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</p> <p>4 任命権者は、<u>当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書きに掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)</u>が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「<u>情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度</u>」という。)(<u>情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「<u>末日経過職員</u>」という。)</u>を除く。))<u>あつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u></p>	13年3月31日まで	
13年3月31日まで			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第8条 恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年条例第20号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条（略）	第1条（略）

現行	改正案
<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は同法第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員 _____」という。)の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員 _____ 及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき規則で定める時間の範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員 _____ 及び任期付短時間勤務職員については、1 週間ごとの期間について、1 日につき</p>	<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項 _____ の規定により採用された職員で同法第 22 条の 4 第 1 項 _____ に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員 _____ 及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い 1 日につき規則で定める時間の範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員 _____ 及び任期付短時間勤務職員については、1 週間ごとの期間について、1 日につき</p>

現行	改正案
<p>規則で定める時間の範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>第5条～第11条 (略)</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員</p>	<p>規則で定める時間の範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>第5条～第11条 (略)</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員</p>

現行	改正案
<p>20 日(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第 12 条の 2～第 18 条 (略)</p>	<p>20 日(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し 20 日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第 12 条の 2～第 18 条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 9 条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第 3 条～第 19 条 (略)</p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>(職員の派遣)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第 3 条～第 19 条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 10 条 恵庭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。))に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>第4条～第8条 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。))に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>第4条～第8条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市職員の再任用に関する条例の廃止)

第11条 恵庭市職員の再任用に関する条例(平成13年条例第26号)は廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第20条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の給与に関する経過措置)

第2条 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第4条において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、改正後の恵庭市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第2項、第3項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

第3条 附則第2条の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「新地方公務員法」という。）第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に掲げる職を占める職員
- (3) 新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員

第4条 新地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この条及び附則第6条において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2条の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この条において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第2条の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

第5条 前条の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が新給与条例第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前条の規定の適用については、同条中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「新給与条例第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

第6条 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2条の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4条に規定する職員を除く。）であつて、同条の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受け

る給料月額により、附則第4条及び第5条の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第7条 附則第4条又は第6条の規定による給料を支給される職員以外の附則第2条の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額により、附則第4条から第6条までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

第8条 附則第4条、第6条又は第7条の規定による給料を支給される職員に対する新給与条例第17条第5項及び第17条の4第4項の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第4条、第6条又は第7条の規定による給料の額との合計額」とする。

第9条 附則第2条から第8条までに定めるもののほか、附則第2条の規定による給料月額、附則第4条の規定による給料その他の附則第2条から第8条までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第10条 附則第2条から第9条までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第11条 附則第2条の規定の適用を受ける職員に対する改正後の恵庭市職員の分限に関する条例（以下「新分限条例」という。）第1条の3の規定の適用については、当分の間、新分限条例第1条の3中「とする」とあるのは「並びに地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第2条の規定による降給とする」とする。

第12条 新分限条例第2条の規定は、附則第2条の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同条の規定の適用を受ける職員には、同条の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（職員の勤務延長に関する経過措置）

第13条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日

以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新定年条例第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第14条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を従前の勤務実績により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時

勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項又は附則第15条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を従前の勤務実績により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、

当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項又は附則第15条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第15条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を従前の勤務実績により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第14条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の

職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第19条において同じ。)に達している者(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を従前の勤務実績により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第14条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第16条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第17条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第18条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該

職が基準日（附則第14条及び第15条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第19条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年

前再任用短時間勤務職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第20条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

第21条 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この条において「新勤務時間等に関する条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間等に関する条例の規定を適用する。



議案第4号

恵庭市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

恵庭市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求め  
る。

令和4年9月13日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 恵庭市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改  
正する。

現行	改正案
第1条（略）  （育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）～（3）（略）	第1条（略）  （育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）～（3）（略） <u>（4） 非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u> ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 （ア） <u>その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業を</u>

現行	改正案
<p>第2条の2 (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、<u>地方公務員法第22条の2第1項に規</u></p>	<p><u>しようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(イ) <u>勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>イ 次のいずれかに該当する非常勤職員</p> <p>(ア) <u>その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(1)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(イ) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>第2条の2 (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、</u></p>

現行	改正案
<p>定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)のうち、次の各号のいずれかに該当する者であって、当該者の子が1歳6か月に達する日以後も引き続き任用されるものにおいて、1歳6か月に達する日までとする。</p> <p>(1) <u>1週間の勤務日が3日以上とされている者</u></p> <p>(2) <u>週以外の期間によって勤務日が定められている者であって、1年間の勤務の日数が121日以上であるもの</u></p>	<p>当該各号に定める日</p> <p>_____とする。</p> <p>(1) <u>次号及び第3号に掲げる場合以外の場合非常勤職員の養育する子の1歳到達日</u></p> <p>(2) <u>非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び条文において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)</u> 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算したをいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p> <p>(3) <u>1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)</u></p>

現行	改正案
	<p><u>当該子の1歳6か月到達日</u></p> <p><u>ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p><u>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p><u>ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p><u>エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後</u></p>

現行	改正案
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める期間)  第2条の4 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、育児休業に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。)</u>の期間とする。</p> <p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p>	<p><u>である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)  第2条の4 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。</u></p> <p>(1) <u>当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p>(2) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p>(3) <u>当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p>(4) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p>

現行	改正案
<p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</u>。</p> <p>(6) (略)</p> <p>第4条～第10条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をす</p>	<p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。</u></p> <p><u>(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p><u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間(出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して57日間とし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して57日間)とする。</u></p> <p>第4条～第10条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をす</p>

現行	改正案
<p>ることができる特別の事情)</p> <p>第 11 条 育児休業法第 10 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3 月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) (略)</p> <p>第 12 条～第 18 条 (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第 19 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、<u>育児短時間勤務又は育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員</u>とする。</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第 20 条 部分休業(育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間_____</p> <p>_____の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。</p>	<p>ることができる特別の事情)</p> <p>第 11 条 育児休業法第 10 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3 月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) (略)</p> <p>第 12 条～第 18 条 (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第 19 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、<u>次に掲げる</u> _____職員とする。</p> <p>(1) <u>育児短時間勤務又は育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員</u></p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</u></p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第 20 条 部分休業(育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、<u>当該非常勤職員について定められた勤務時間</u>の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。</p>

現行	改正案
<p>2 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 67 条の規定による育児時間又は勤務時間条例第 16 条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員_____に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>第 21 条～第 25 条 (略)</p>	<p>2 労働基準法_____第 67 条の規定による育児時間又は勤務時間条例第 16 条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 <u>非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号) 第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p>第 21 条～第 25 条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 2 条 恵庭市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第 1 条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>第 1 条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 職員の定年等に関する条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む)を延長さ</u></p>

現行	改正案
<p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>第2条の2～第9条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第11条～第18条 (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等)を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p>	<p><u>れた管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>第2条の2～第9条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。))を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>第11条～第18条 (略)</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等)を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p>

現行	改正案
2・3 (略) 第21条～第25条 (略)	2・3 (略) 第21条～第25条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和4年10月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例中第1条の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例中第1条による改正前の恵庭市職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 5 号

恵庭市手数料徴収条例の一部改正について

恵庭市手数料徴収条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 4 年 9 月 1 3 日 提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市手数料徴収条例の一部を改正する条例

恵庭市手数料徴収条例（平成 1 2 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

現行					改正案				
第 1 条～第 7 条（略）					第 1 条～第 7 条（略）				
別表(第 2 条関係)					別表(第 2 条関係)				
種類		金額		備考	種類		金額		備考
	単 位	額				単 位	額		
(略)					(略)				
建 築 関 係	(略)				建 築 関 係	(略)			
	長期優良住宅建築等計画認	当該申請が住宅の新築に係るものである場合	1 戸	次に掲げる認定申請に係る 1 棟の住宅の戸数の区分に応じて定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額(その額に 50 円未満の端数		長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年	長期優良住宅の新築に係るものである場合	1 戸	次に掲げる認定申請に係る 1 棟の住宅の戸数の区分に応じて定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額(その額に 50 円未満の端数

現行				改正案					
定		<p>があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。)</p> <p>ア 1戸のもの 5万1,000円 (住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認(以下、「長期使用構造等確認」という。)を受けた場合にあっては1万4,000円)</p> <p>イ 2戸以上5戸以下のもの 11万7,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあっては2万7,000円)</p> <p>ウ 6戸以上10戸以下のもの 18万5,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあっては4万3,000円)</p> <p>エ 11戸以上のもの 36万3,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあっては7万3,000円)</p>	<p>律第87号)第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、建築物に関する確認に係る手数料の額を加算した金額を徴する。</p>	定		<p>があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。)</p> <p>ア 1戸のもの 5万1,000円 (住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項又は第4項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認(以下、「長期使用構造等確認」という。)を受けた場合にあっては1万4,000円)</p> <p>イ 2戸以上5戸以下のもの 11万7,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあっては2万7,000円)</p> <p>ウ 6戸以上10戸以下のもの 18万5,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあっては4万3,000円)</p> <p>エ 11戸以上のもの 36万3,000円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあっては7万3,000円)</p>	<p>律第87号)第6条第2項の規定による申出をする場合にあっては、建築物に関する確認に係る手数料の額を加算した金額を徴する。</p>		
	当該申請が住	1戸	次に掲げる申請に係る1棟の住宅の戸数の区分	長期優良住宅		当該申請が住	1戸	次に掲げる申請に係る1棟の住宅の戸数の区分	長期優良住宅

現行				改正案				
	宅の増築又は改築に係るものである場合	<p>に於て定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額(その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。)</p> <p>ア 1戸のもの7万7,000円(長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、2万1,000円)</p> <p>イ 住宅の戸数が2戸以上5戸以下のもの17万6,000円(長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、3万7,000円)</p> <p>ウ 住宅の戸数が6戸以上10戸以下のもの27万8,000円(長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、6万円)</p> <p>エ 住宅の戸数が11戸以上のもの54万5,000円(長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、10万円)</p>	<p>の普及促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第2項の規定による申出をする場合に於ては、建築物に関する確認に係る手数料の額を加算した金額を徴する。</p>		宅の増築又は改築に係るものである場合	<p>に於て定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額(その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。)</p> <p>ア 1戸のもの7万7,000円(長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、2万1,000円)</p> <p>イ 住宅の戸数が2戸以上5戸以下のもの17万6,000円(長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、3万7,000円)</p> <p>ウ 住宅の戸数が6戸以上10戸以下のもの27万8,000円(長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、6万円)</p> <p>エ 住宅の戸数が11戸以上のもの54万5,000円(長期使用構造等確認を受けた場合にあつては、10万円)</p>	<p>の普及促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第2項の規定による申出をする場合に於ては、建築物に関する確認に係る手数料の額を加算した金額を徴する。</p>	
				長期	当該申請	1戸	次に掲げる申請に係る1棟の住	長期優良

現行				改正案			
					優良住宅維持保全計画に係るものである場合	宅の戸数の区分に応じて定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る認定申請の総数で除して得た額(その額に 50 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときはこれを 100 円に切り上げる。) ア 1 戸のもの 7 万 7,000 円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、2 万 1,000 円) イ 住宅の戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの 17 万 6,000 円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、3 万 7,000 円) ウ 住宅の戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの 27 万 8,000 円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、6 万円) エ 住宅の戸数が 11 戸以上のもの 54 万 5,000 円 (長期使用構造等確認を受けた場合にあっては、10 万円)	住宅の普及の促進に関する法律 (平成 20 年法律第 87 号) 第 6 条第 2 項の規定による申出をする場合にあっては、建築物に関する確認に係る手数料の額を加算した金額を徴収する。
長期	住宅の建	1 件	1,000 円	長期	住宅の建	1 件	1,000 円

現行				改正案					
優良住宅建築等計画変更認定	にす工の手定期び了定期譲人決の定期び区所住の理等選の定期変の更みの場合	1戸	次に掲げる変更認定申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じて定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額(その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げ	長期優良住宅の普及を促進に関する法律第8条第2項において用いる同法第6条第	優良住宅建築等計画変更認定	にす工の手定期び了定期譲人決の定期び区所住の理等選の定期変の更みの場合	1戸	次に掲げる変更認定申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じて定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額(その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げ	長期優良住宅の普及を促進に関する法律第8条第2項において用いる同法第6条第

現行				改正案			
び完了予定時期、譲受人の決定の予定時期並びに区分所有住宅の管理者等の選任の予定時期の変更のみ以外の場合	合	る。)	2 項	び完了予定時期、譲受人の決定の予定時期並びに区分所有住宅の管理者等の選任の予定時期の変更のみ以外の場合	合	る。)	2 項
		ア 1 戸のもの 2 万 6,000 円 (長期使用構造等確認を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合) 又は 7,000 円)	の規 定に よる 申出 す場 合に あつ ては 、建 物関 する 確認 に係 る手 料額 加し 金を 徴す 。			ア 1 戸のもの 2 万 6,000 円 (長期使用構造等確認を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合) 又は 7,000 円)	の規 定に よる 申出 す場 合に あつ ては 、建 物関 する 確認 に係 る手 料額 加し 金を 徴す 。
		イ 2 戸以上 5 戸以下のもの 5 万 8,000 円(長期使用構造等確認を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合) 又は 1 万 3,000 円)				イ 2 戸以上 5 戸以下のもの 5 万 8,000 円(長期使用構造等確認を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合) 又は 1 万 3,000 円)	
		ウ 6 戸以上 10 戸以下のもの 9 万 3,000 円 (長期使用構造等確認を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合) 又は 2 万 2,000 円)				ウ 6 戸以上 10 戸以下のもの 9 万 3,000 円 (長期使用構造等確認を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合) 又は 2 万 2,000 円)	
		エ 11 戸以上のもの 18 万 2,000 円(長期使用構造等確認を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合) 又は 3 万 6,000 円)				エ 11 戸以上のもの 18 万 2,000 円(長期使用構造等確認を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合) 又は 3 万 6,000 円)	
	当該申請が住宅	次に掲げる変更認定申請に係る 1 棟の住宅の戸数の区分に応じ、定める金額を当該申請及び当該申請と同時に	長期優良住宅の普及の促進に		当該申請が住宅	次に掲げる変更認定申請に係る 1 棟の住宅の戸数の区分に応じ、定める金額を当該申請及び当該申請と同時に	長期優良住宅の普及の促進に

現行			改正案		
の増築又は改築に係るものである場合	行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。） ア 1戸のもの4万4,000円（長期使用構造等確認を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合にあつては、1万6,000円） イ 2戸以上5戸以下のもの9万8,000円（長期使用構造等確認を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合にあつては、2万9,000円） ウ 6戸以上10戸以下のもの15万7,000円（長期使用構造等確認を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合にあつては、4万8,000円） エ 住宅の戸数が11戸以上のもの29万8,000円（長期使用構造等確認を受けた場合	する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出をする場合にあつては、建築物に関する係数料額を加算した金額を徴する。	の増築又は改築に係るものである場合	行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額（その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。） ア 1戸のもの4万4,000円（長期使用構造等確認を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合にあつては、1万6,000円） イ 2戸以上5戸以下のもの9万8,000円（長期使用構造等確認を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合にあつては、2万9,000円） ウ 6戸以上10戸以下のもの15万7,000円（長期使用構造等確認を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合にあつては、4万8,000円） エ 住宅の戸数が11戸以上のもの29万8,000円（長期使用構造等確認を受けた場合	する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出をする場合にあつては、建築物に関する係数料額を加算した金額を徴する。

現行				改正案				
			又は長期使用構造等に係る変更がない場合にあつては、7万5,000円)				又は長期使用構造等に係る変更がない場合にあつては、7万5,000円)	
				長期優良住宅維持保全計画変更認定	住宅の建築に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期、譲受人の決定の予定時期並びに区分所有住宅の管理者等選任の予定時期の変更のみの場合	1件	1,000円	
				住宅の建築に関する工事	当該申請が住宅の維持保	1戸	次に掲げる変更認定申請に係る1棟の住宅の戸数の区分に応じて定める金額を当該申請及び当該申請と同時に行われた同一の住宅に係る変更認定申請の総数で除して得た額	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第

現行	改正案
	<p> <u>全計画に係るものである場合</u>  <u>の着手予定時期及び完了予定時期、譲受人の決定の予定時期並びに区分所有住宅の管理者等の選任の予定時期</u> </p> <p> <u>(その額に 50 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときはこれを 100 円に切り上げる。)</u>  <u>ア 1 戸のもの 4 万 4,000 円(長期使用構造等確認を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合にあつては、1 万 6,000 円)</u>  <u>イ 2 戸以上 5 戸以下のもの 9 万 8,000 円(長期使用構造等確認を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合にあつては、2 万 9,000 円)</u>  <u>ウ 6 戸以上 10 戸以下のもの 15 万 7,000 円(長期使用構造等確認を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合にあつては、4 万 8,000 円)</u>  <u>エ 住宅の戸数が 11 戸以上のもの 29 万 8,000 円(長期使用構造等確認を受けた場合又は長期使用構造等に係る変更がない場合にあつては、29 万 8,000 円)</u> </p> <p> <u>2 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定による申出をする場合にあつては、建築物に関する確認に係る手数料の額を加算した金額を徴収する。</u> </p>

現行				改正案			
							は、7万5,000円)
				の変更のみ以外の場合			
	法第9条第1項又は第3項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画変更認定	1件	1,500円	法第9条第1項又は第3項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画等変更認定	1件	1,500円	
	長期優良住宅建築等計画認定地位承継承認	1件	1,500円	長期優良住宅建築等計画等認定地位承継承認	1件	1,500円	
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第6号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第10号)第3条の規定により、財産を次のとおり取得することについて議決を求める。

令和4年9月13日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

- 1 物件の表示 えにわコミュニティバス 1台
- 2 契約金額 23,507,390円
- 3 契約の相手方 札幌市中央区北四条西6丁目  
北海道市町村備荒資金組合  
組合長 山口 幸太郎
- 4 取得の目的 えにわコミュニティバスの運行用
- 5 契約の方法 随意契約



議案第7号

令和3年度恵庭市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度恵庭市水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて議決を求める。

令和4年9月13日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1 剰余金の額 | 293,943,954円                                   |
| 2 処分の方法 | 168,573,952円を資本金に組入れ<br>125,370,002円を減債積立金に積立て |



議案第8号

令和3年度恵庭市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和3年度恵庭市下水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて議決を求める。

令和4年9月13日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1 剰余金の額 | 396,166,242円                                   |
| 2 処分の方法 | 178,251,121円を資本金に組入れ<br>217,915,121円を減債積立金に積立て |



議案第9号

令和4年度恵庭市一般会計補正予算（第5号）

令和4年度恵庭市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,145,162千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,878,922千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。

令和4年9月13日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正  
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		6,504,465	41,030	6,545,495
	2. 国庫補助金	2,264,595	41,030	2,305,625
17. 道支出金		2,586,189	60,176	2,646,365
	2. 道補助金	723,531	60,176	783,707
19. 寄附金		2,660	321,249	323,909
	1. 寄附金	2,660	321,249	323,909
20. 繰入金		2,473,668	57,830	2,531,498
	1. 繰入金	2,473,668	57,830	2,531,498
21. 繰越金		400,358	672,093	1,072,451
	1. 繰越金	400,358	672,093	1,072,451
22. 諸収入		374,907	12,084	386,991
	5. 雑収入	273,258	12,084	285,342
23. 市債		1,410,400	△19,300	1,391,100
	1. 市債	1,410,400	△19,300	1,391,100
歳入	合計	31,733,760	1,145,162	32,878,922

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,668,972	1,062,858	5,731,830
	1. 総務管理費	4,450,792	1,062,620	5,513,412
	2. 徴税費	56,141	238	56,379
3. 民生費		11,263,775	57,157	11,320,932
	1. 社会福祉費	5,391,461	7,526	5,398,987
	2. 児童福祉費	4,281,395	49,631	4,331,026
4. 衛生費		2,230,081	14,850	2,244,931
	2. 保健体育費	246,170	4,268	250,438
	3. 清掃費	1,369,193	10,582	1,379,775
6. 農林水産業費		378,488	29,919	408,407
	1. 農林費	378,488	29,919	408,407
8. 土木費		3,937,859	22,459	3,960,318
	5. 住宅費	388,623	22,459	411,082
10. 教育費		1,888,662	△42,081	1,846,581
	1. 教育総務費	490,456	2,303	492,759
	2. 小学校費	549,371	980	550,351
	3. 中学校費	259,590	△47,112	212,478
	4. 社会教育費	589,245	1,748	590,993
歳出	合計	31,733,760	1,145,162	32,878,922

## 第 二 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前 の 限 度 額	補 正 後 の 限 度 額
市 営 住 宅 整 備 事 業 債	218,900	227,800
学 校 教 育 施 設 整 備 事 業 債	49,800	21,600



令和 4年度恵庭市一般会計補正予算（第5号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金	千円 6,504,465	千円 41,030	千円 6,545,495
17. 道支出金	2,586,189	60,176	2,646,365
19. 寄附金	2,660	321,249	323,909
20. 繰入金	2,473,668	57,830	2,531,498
21. 繰越金	400,358	672,093	1,072,451
22. 諸収入	374,907	12,084	386,991
23. 市債	1,410,400	△19,300	1,391,100
歳入合計	31,733,760	1,145,162	32,878,922

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
2. 総務費	千円 4,668,972	千円 1,062,858	千円 5,731,830	千円 46,875	千円 41,177	千円 0	千円 246,984	千円 727,822
3. 民生費	11,263,775	57,157	11,320,932	907	0	0	55,342	908
4. 衛生費	2,230,081	14,850	2,244,931	0	0	0	14,850	0
6. 農林水産業費	378,488	29,919	408,407	0	18,999	0	10,916	4
8. 土木費	3,937,859	22,459	3,960,318	9,053	0	8,900	4,420	86
10. 教育費	1,888,662	△42,081	1,846,581	△15,805	0	△28,200	4,591	△2,667
歳出合計	31,733,760	1,145,162	32,878,922	41,030	60,176	△19,300	337,103	726,153

2. 歳入

(款) 16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費 国庫補助金	千円 848,119	千円 13,455	千円 861,574	1 総務費補助金	千円 13,455	子ども・子育て支援交付金 10,255 保育対策総合支援事業費補助金 3,200
2 民生費 国庫補助金	146,337	907	147,244	1 民生費補助金	907	自立支援給付審査支払等システム事業費 907
4 土木費 国庫補助金	686,485	9,053	695,538	3 公営住宅費 補助金	9,053	公営住宅等整備事業交付金 6,567 公営住宅等ストック総合改善事業費 2,486
5 教育費 国庫補助金	153,753	△15,805	137,948	2 中学校費補助金	△15,805	恵み野中学校屋上防水改修事業費 △15,805
8 新型コロナウイルス 感染症対応地方創生 臨時交付金	400,501	33,420	433,921	1 新型コロナウイルス 感染症対応地方創生 臨時交付金	33,420	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,010 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (原油価格・物価高騰対応分) 32,410
計	2,264,595	41,030	2,305,625			

(款) 17 道支出金

(項) 2 道補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費補助金	千円 22,988	千円 41,177	千円 64,165	1 総務費補助金	千円 41,177	高齢者世帯等生活支援事業費 21,318 子ども・子育て支援交付金 10,255 保育対策総合支援事業費補助金 9,604
4 農林水産業費 補助金	231,499	18,999	250,498	1 農業費補助金	18,999	基幹水利施設管理事業費(揚水機場) 2,258 持続的畑作生産体系確立緊急対策事業費 4,596 施設園芸エネルギー転換促進事業費 179 国産小麦産地生産性向上事業費 11,966
計	723,531	60,176	783,707			

## (款) 19 寄附金

## (項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 寄附金	千円 2,660	千円 321,249	千円 323,909	1 寄附金	千円 321,249	千円 スポーツ振興基金寄附 4,268 子育て基金寄附 49,631 子どもの読書活動を支える寄附 540 社会福祉事業推進基金寄附 5,711 青少年・文化振興基金寄附 1,748 まちづくり推進基金寄附 247,634 高等学校等入学準備金基金寄附 2,303 農業振興基金寄附 9,414
計	2,660	321,249	323,909			

## (款) 20 繰入金

## (項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	千円 2,456,084	千円 57,830	千円 2,513,914	1 財政調整基金繰入金	千円 54,060	千円 財政調整基金繰入金 54,060
				3 まちづくり推進基金繰入金	3,770	まちづくり推進基金繰入金 3,770
計	2,473,668	57,830	2,531,498			

## (款) 21 繰越金

## (項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	千円 400,358	千円 672,093	千円 1,072,451	1 繰越金	千円 672,093	千円 繰越金 672,093
計	400,358	672,093	1,072,451			

## (款) 22 諸収入

## (項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	千円 273,222	千円 12,084	千円 285,306	5 負担金	千円 1,502	基幹水利施設管理事業土地改良区負担金 1,502
				8 雑入	10,582	災害共済共済金 10,582
計	273,258	12,084	285,342			

## (款) 23 市債

## (項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 土木債	千円 809,100	千円 8,900	千円 818,000	1 土木債	千円 8,900	市営住宅改修事業債 2,400
						市営住宅建設事業債 6,500
7 教育債	70,800	△28,200	42,600	1 教育債	△28,200	恵み野中学校屋上防水改修事業債 △28,200
計	1,410,400	△19,300	1,391,100			

3. 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
4会計管理費	千円 7,079	千円 9,350	千円 16,429	千円	千円	千円	千円 9,350	17備品購入費	千円 9,350	千円 1. 一般事務費 (9,350) 備品購入費 9,350
15まちづくり 推進 基金費	184,087	623,128	807,215			246,984 寄附金	376,144	24積立金	623,128	1. まちづくり推進基金積立金 (623,128) 積立金 623,128
17諸費	1,379,519	430,142	1,809,661	88,052 国 46,875 道 41,177			342,090	10需用費	5,298	1. 過年度過誤納還付金 (288,030) 償還金利子及び割引料 288,030
								11役務費	1,740	1-1. 過年度過誤納還付金(債権管理課) (8,000) 償還金利子及び割引料 8,000
								12委託料	1,010	1-4. 過年度過誤納還付金(福祉課) (52,223) 償還金利子及び割引料 52,223
								14工事請負費	2,027	1-8. 過年度過誤納還付金(幼児保育課) (26,204) 償還金利子及び割引料 26,204
								17備品購入費	644	1-10. 過年度過誤納還付金(障がい福祉課) (582) 償還金利子及び割引料 582
								18負担金補助 及び交付金	43,477	1-11. 過年度過誤納還付金(子ども家庭課) (201,021) 償還金利子及び割引料 201,021
								19扶助費	87,916	4. 新型コロナウイルス対策事業費 (142,112) 需用費 5,298
								22償還金利子 及び割引料	288,030	消耗品費 4,953 印刷製本費 345 役務費 1,740 通信運搬費 1,226 手数料 514 委託料 1,010 工事請負費 2,027 備品購入費 644 負担金補助及び交付金 43,477 扶助費 87,916

										4-17. クレジット納付導入事業費 (1,010)
										委託料 1,010
										クレジット納付導入業務委託
										4-18. 高齢者世帯等生活支援事業費 (89,527)
										需用費 385
										消耗品費 40
										印刷製本費 345
										役務費 1,226
										通信運搬費 1,226
										扶助費 87,916
										高齢者世帯等生活支援事業補助金 87,916
										4-19. 学童クラブ等感染予防対策事業費 (5,019)
										需用費 4,614
										消耗品費 4,614
										備品購入費 405
										4-20. 教育・保育施設感染予防対策事業費 (43,477)
										負担金補助及び交付金 43,477
										新型コロナウイルス感染予防対策事業補助金
										43,477
										4-21. すみれ保育園感染予防対策事業費 (3,079)
										需用費 299
										消耗品費 299
										役務費 514
										手数料 514
										工事請負費 2,027
										備品購入費 239
計	1,570,685	1,062,620	2,633,305	88,052		246,984	727,584			

## (項) 2 徴税费

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
2賦課徴収費	千円 56,117	千円 238	千円 56,355	千円	千円	千円	千円 238	10需用費	千円 238	千円 2. 徴収事務費 (238) 需用費 238 印刷製本費 238
計	56,117	238	56,355				238			

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1社会福祉 総務費	千円 150,870	千円 5,711	千円 156,581	千円	千円	千円 5,711	千円	24積立金	千円 5,711	千円 9. 社会福祉事業推進基金積立金 (5,711) 積立金 5,711
3障がい者 福祉費	2,224,644	1,815	2,226,459	907		寄附金	908	12委託料	1,815	3. 自立支援総務費 (1,815) 委託料 1,815 3-1. 自立支援事務費 (1,815) 委託料 1,815 自立支援システム改修委託
計	2,375,514	7,526	2,383,040	907		5,711	908			

## (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
4子育て支援 推進費	千円 2,930,770	千円 49,631	千円 2,980,401	千円	千円	千円 49,631 寄附金	千円	24積立金	千円 49,631	16. 子育て基金積立金 積立金 (49,631) 49,631
計	2,930,770	49,631	2,980,401			49,631				

## (款) 4 衛生費

## (項) 2 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1運動 スポーツ 振興費	千円 42,344	千円 4,268	千円 46,612	千円	千円	千円 4,268 寄附金	千円	24積立金	千円 4,268	6. スポーツ振興基金積立金 積立金 (4,268) 4,268
計	42,344	4,268	46,612			4,268				

## (項) 3 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1塵芥処理費	千円 1,325,198	千円 10,582	千円 1,335,780	千円	千円	千円 10,582 諸収入	千円	14工事請負費	千円 10,582	3. 中間処理費 工事請負費 (10,582) 10,582 3-2. リサイクルセンター運営管理費 工事請負費 (10,582) 10,582
計	1,325,198	10,582	1,335,780			10,582				

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 1 農林費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
3 農業振興費	千円 149,097	千円 26,155	千円 175,252	千円 16,741	千円	千円 9,414	千円	18 負担金補助 及び交付金	千円 16,741	4. 農業振興対策事業費 負担金補助及び交付金 16,741
				道		寄附金		24 積立金	9,414	持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金 4,596 施設園芸エネルギー転換促進事業補助金 179 国産小麦産地生産性向上事業補助金 11,966
5 土地改良費	185,151	3,764	188,915	2,258		1,502	4	10 需用費	3,764	8. 国営造成施設(揚水機場)管理事業費 需用費 3,764 光熱水費 3,764
				道		諸収入				
計	334,248	29,919	364,167	18,999		10,916	4			

## (款) 8 土木費

## (項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
4 緑化事業費	千円 218,766	千円 0	千円 218,766	千円	千円	千円 650	千円		千円	3. 全国都市緑化フェア開催事業費
						繰入金 △650				
計	218,766	0	218,766							

(項) 5 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1住宅管理費	千円 89,082	千円 18,106	千円 107,188	千円 9,053	千円 8,900	千円 67	千円 86	12委託料	千円 18,106	2. 住宅長寿命化改修事業費 委託料 設計委託 5. 柏陽団地解体事業費 委託料 解体設計委託	千円 (4,972) 4,972 (13,134) 13,134
2住宅建設費	299,541	4,353	303,894			4,353		7報償費 12委託料	75 4,278	2. 恵央団地民間活力建設事業費 報償費 委託料 用地確定測量委託 不動産鑑定委託	(4,353) 75 4,278
計	388,623	22,459	411,082	9,053	8,900	4,420	86				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1教育委員会費	千円 93,630	千円 2,303	千円 95,933	千円	千円	千円 2,303	千円	24積立金	千円 2,303	8. 高等学校等入学準備金基金積立金 積立金	千円 (2,303) 2,303
計	93,630	2,303	95,933			2,303					

## (項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	千円 284,541	千円 980	千円 285,521	千円	千円	千円 490	千円 490	10 需用費	千円 980	2. 学校図書館費 需用費 消耗品費	千円 (980) 980 980
計	284,541	980	285,521			490	490				

## (項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	千円 88,895	千円 100	千円 88,995	千円	千円	千円 50	千円 50	10 需用費	千円 100	2. 学校図書館費 需用費 消耗品費	千円 (100) 100 100
3 学校整備費	100,163	△47,212	52,951	△15,805	△28,200		△3,207	10 需用費	△48	2. 恵み野中学校校舎屋上防水改修事業費	(△47,212)
				国				11 役務費	△18	需用費 燃料費	△48 △48
								13 使用料及び 賃借料	△198	自動車損害保険料 使用料及び賃借料	△18 △198
								14 工事請負費	△46,948	工事請負費	△46,948
計	189,058	△47,112	141,946	△15,805	△28,200	50	△3,157				

(項) 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
2 青少年女性等教育費	千円 19,827	千円 1,748	千円 21,575	千円	千円	千円 1,748 寄附金	千円	24 積立金	千円 1,748	8. 青少年・文化振興基金積立金 積立金 (1,748) 1,748
計	19,827	1,748	21,575			1,748				

説明資料  
(一般会計)

(千円)

款	項	目	経 費 名	補 正 額	補 正 額 の 財 源 内 訳					説 明	
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源		
2	総務費	1 総務管理費	4 会計管理費	1 一般事務費	9,350					9,350	公金収納キャッシュレス化に伴う機器の導入
2	総務費	1 総務管理費	15 まちづくり推進基金費	1 まちづくり推進基金積立金	623,128				246,984	376,144	えにわ・花子さん愛情寄附積立 8,462件 ふるさと納税事業経費積立 15,956件 花のまちづくり関連事業費等積立
2	総務費	1 総務管理費	17 諸 費	1-1 過年度過誤納還付金 (債権管理課)	8,000					8,000	過年度における市税等の還付
2	総務費	1 総務管理費	17 諸 費	1-4 過年度過誤納還付金 (福祉課)	52,223					52,223	過年度生活保護費等負担金の精算に伴う返還
2	総務費	1 総務管理費	17 諸 費	1-8 過年度過誤納還付金 (幼児保育課)	26,204					26,204	過年度国庫支出金及び道支出金の精算に伴う返還
2	総務費	1 総務管理費	17 諸 費	1-10 過年度過誤納還付金 (障がい福祉課)	582					582	過年度道支出金の精算に伴う返還
2	総務費	1 総務管理費	17 諸 費	1-11 過年度過誤納還付金 (子ども家庭課)	201,021					201,021	過年度国庫支出金及び道支出金の精算に伴う返還
2	総務費	1 総務管理費	17 諸 費	4-17 クレジット納付導入事業費	1,010	1,010					クレジット納付システムの導入
2	総務費	1 総務管理費	17 諸 費	4-18 高齢者世帯等生活支援事業費	89,527	32,410	21,318			35,799	原油価格・物価高騰に対応する高齢者世帯等への生活支援金の支給
2	総務費	1 総務管理費	17 諸 費	4-19 学童クラブ等感染予防対策事業費	5,019	1,672	1,672			1,675	学童クラブ等における新型コロナウイルス感染予防対策事業の実施
2	総務費	1 総務管理費	17 諸 費	4-20 教育・保育施設感染予防対策事業費	43,477	11,017	16,985			15,475	幼稚園、認定こども園、私立保育園における新型コロナウイルス感染予防対策事業の実施
2	総務費	1 総務管理費	17 諸 費	4-21 すみれ保育園感染予防対策事業費	3,079	766	1,202			1,111	市立保育園における新型コロナウイルス感染予防対策事業の実施
2	総務費	2 徴税費	2 賦課徴収費	2 徴収事務費	238					238	税制改正に伴う地方税納付書への地方税統一QRコードの追加
3	民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	9 社会福祉事業推進基金積立金	5,711					5,711	えにわ・花子さん愛情寄附積立 621件
3	民生費	1 社会福祉費	3 障がい福祉費	3-1 自立支援事務費	1,815	907				908	自立支援給付審査支払等システム改修の実施
3	民生費	2 児童福祉費	4 子育て支援推進費	16 子育て基金積立金	49,631					49,631	えにわ・花子さん愛情寄附積立 5,121件

4	衛生費	2	保健体育費	1	運動スポーツ振興費	6	スポーツ振興基金積立金	4,268				4,268		えにわ・花子さん愛情寄附積立 308件
4	衛生費	3	清掃費	1	塵芥処理費	3-2	リサイクルセンター運営管理費	10,582				10,582		雪害により破損したリサイクルセンターの修繕
6	農林水産業費	1	農林費	3	農業振興費	4	農業振興対策事業費	16,741		16,741				国の事業促進による農業振興対策事業の実施
6	農林水産業費	1	農林費	3	農業振興費	7	農業振興基金積立金	9,414				9,414		えにわ・花子さん愛情寄附積立 991件
6	農林水産業費	1	農林費	5	土地改良費	8	国営造成施設(揚水機場)管理事業費	3,764		2,258		1,502	4	電気料金の高騰に伴う増額
8	土木費	4	都市計画費	4	緑化事業費	3	全国都市緑化フェア開催事業費	0						えにわ・花子さん愛情寄附3件の受領に伴う財源内訳の変更 寄附金+650千円 基金繰入金△650千円
8	土木費	5	住宅費	1	住宅管理費	2	住宅長寿命化改修事業費	4,972	2,486		2,400		86	国庫補助採択による事業の促進
8	土木費	5	住宅費	1	住宅管理費	5	柏陽団地解体事業費	13,134	6,567		6,500	67		国庫補助採択による事業の促進
8	土木費	5	住宅費	2	住宅建設費	2	恵央団地民間活力建設事業費	4,353				4,353		事業者選定に向けた用地測量等の実施
10	教育費	1	教育総務費	1	教育委員会費	8	高等学校等入学準備金基金積立金	2,303				2,303		えにわ・花子さん愛情寄附積立 265件
10	教育費	2	小学校費	1	学校管理費	2	学校図書館費	980				490	490	子どもの読書活動を支える寄附制度による小学校図書館の購入 5件
10	教育費	3	中学校費	1	学校管理費	2	学校図書館費	100				50	50	子どもの読書活動を支える寄附制度による中学校図書館の購入 1件
10	教育費	3	中学校費	3	学校整備費	2	恵み野中学校校舎屋上防水改修事業費	△ 47,212	△ 15,805		△ 28,200		△ 3,207	繰越明許費として執行することによる現年度予算の減額
10	教育費	4	社会教育費	2	青少年女性等教育費	8	青少年・文化振興基金積立金	1,748				1,748		えにわ・花子さん愛情寄附積立 193件
合 計								1,145,162	41,030	60,176	△ 19,300	337,103	726,153	一般財源の内訳 財政調整基金繰入金 54,060 繰越金 672,093

議案第10号

令和4年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86,590千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,209,817千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月13日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰越金		1	86,590	86,591
	1. 繰越金	1	86,590	86,591
歳入	合計	5,123,227	86,590	5,209,817

歳出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 基金積立金		363	53,731	54,094
	1. 基金積立金費	363	53,731	54,094
5. 諸支出金		12,624	32,859	45,483
	1. 還付金	1,301	32,859	34,160
歳出	合計	5,123,227	86,590	5,209,817

令和 4年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第1号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
7. 繰越金	千円 1	千円 86,590	千円 86,591
歳入合計	5,123,227	86,590	5,209,817

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特 定 財 源				
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
4. 基金積立金	千円 363	千円 53,731	千円 54,094	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 53,731
5. 諸支出金	12,624	32,859	45,483	0	0	0	0	32,859
歳出合計	5,123,227	86,590	5,209,817	0	0	0	0	86,590

2. 歳入

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	千円 1	千円 86,590	千円 86,591	1 繰越金	千円 86,590	繰越金 千円 86,590
計	1	86,590	86,591			

3. 歳出

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
1 介護給付費準備基金積立金	千円 363	千円 53,731	千円 54,094	千円	千円	千円	千円 53,731	24 積立金	千円 53,731	1. 介護給付費準備基金積立金 積立金 千円 (53,731) 53,731
計	363	53,731	54,094				53,731			

(款) 5 諸支出金

(項) 1 還付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
2 その他償還金	千円 1	千円 32,859	千円 32,860	千円	千円	千円	千円 32,859	22 償還金利息及び割引料	千円 32,859	1. その他償還金 償還金利息及び割引料 千円 (32,859) 32,859
計	1	32,859	32,860				32,859			

説明資料  
(介護保険特別会計)

(千円)

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
4	1	1	1	53,731					53,731	介護給付費準備基金積立
基金積立金	基金積立金費	介護給付費準備基金積立金	介護給付費準備基金積立金							
5	1	2	1	32,859					32,859	令和3年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還
諸支出金	還付金	その他償還金	その他償還金							
合 計				86,590	0	0	0	0	86,590	一般財源の内訳 繰越金 86,590